

ID: 0428

担当部署:経済観光部 観光政策課

処分の概要	入館料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市金子みすゞ記念館条例 第10条		
例 規 番 号	平成17年条例第168号		
【根拠条文】 (入館料の不返還) 第 10 条 既納の入館料は、市長が特別の事由があると認める場合のほか、返還しない。 【基準】 根拠条文に同じ			
標準処理期間	3日		
備考	指定管理者制度導入のため適用なし		
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日